

同時発表：総合政策局運輸審議会審理室、東北運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局

関東運輸局プレスリリース

令和7年1月14日

東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要について

運輸審議会は、標記事案の審議に当たり実施することとしていた公聴会について、令和7年2月27日（木）に東京都で公聴会を開催することを決定しました。

運輸審議会は、令和6年12月16日付けで国土交通大臣から諮問があった標記事案を審議するに当たり、一般公述人の様々な意見を聴いた上で判断を行うため、国土交通省設置法第23条の規定に基づき職権で公聴会を開催する旨を12月17日付けでお知らせしておりますが、このほど、その開催日程等の概要を決定するとともに、公述及び傍聴の申込み受付を開始しましたのでお知らせします。[資料1](#)

なお、公聴会当日の進行予定及び取材要領は、令和7年2月6日（木）に改めてお知らせする予定です。

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会は公開で行います。その他の審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会のホームページにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 増田、廣井、藤間
(直通) 03-5253-8810

[鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 小林、坂本、浪岡
(代表) 03-5253-8111

東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要

令和6年12月16日付けで国土交通大臣から諮問がありました標記事案について、当審議会は、公聴会を下記のとおり開催することとしました。

記

1. 日時・場所

日時：令和7年2月27日（木） 午前9時30分から
場所：中央合同庁舎4号館共用会議室4階 共用408会議室
（東京都千代田区霞が関3-1-1）

2. 事案の要旨

事案番号：令6第3004号
事案の種類：鉄道の旅客運賃の上限変更認可
申請者：東日本旅客鉄道株式会社
事案の内容：資料2参照

3. 開催内容（予定）

- ・申請者からの申請事案の内容の説明
- ・一般公述人による公述
- ・運輸審議会委員からの申請者に対する質問

※当日の進行予定は、令和7年2月6日（木）にお知らせする予定です。

4. 傍聴

- ・WEB形式（Microsoft Teams）による傍聴が可能です。
- ・事前申し込みが必要です。（6. を参照してください。）

5. 公述の申出

- （1）公述しようとする方は、公述申込書（5.（2）を参照してください。）及び公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格A4用紙を使用してください。）各1部を期限までに以下宛先まで提出してください。

期限：令和7年1月28日（火）正午 必着

宛先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

- (2) 公述申込書は、**別紙様式例**の裏面の注意事項をよくお読みになり、**別紙様式例**に従い、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年齢（法人・団体等の場合にあつては、その名称及び所在地並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあつては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。
- (3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。
- (4) 議事の整理上、一般公述人の人数を限らせていただく場合があります。その場合には、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。公述人に選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名等を令和7年2月6日（木）午後2時に運輸審議会のホームページに掲載し、運輸審議会の掲示板に掲示する予定です。
(掲載予定 URL : https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html)
- (5) 1人の公述時間は15分以内を予定していますが、一般公述人の人数等によりそれより短くさせていただく場合があります。
- (6) 公述人に選定された方は、公聴会開始時刻までに会場にお越しください。

6. 傍聴の申込み

- (1) 傍聴を希望される場合は、電子メールにて、申込みをする方の、[1]氏名（業務として傍聴する場合には所属先名称でも可）[2]住所（市区町村名まで）を記入のうえ、件名を「東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請事案に関する公聴会の傍聴申込」として、以下のメールアドレスまでお申し込みください。なお、通信状況によって映像・音声の乱れや一時的な停止があることを予めご了承ください。

期限：令和7年1月28日（火）正午 必着

送付先 hqt-since1949-unyushingikai@gxb.mlit.go.jp

- (2) 傍聴人数（アクセス可能端末数）は300人以内とし、申込み多数の場合は先着順とします。
- (3) 傍聴用 URL については、傍聴にあたってのご案内とともに、6.(1)の送信元メールアドレスへの返信の形で令和7年2月6日（木）にお知らせする予定です。その際、@ki.mlit.go.jp からのメールが受信可能となるような設定をお願いします。なお、公聴会当日の傍聴（アクセス）の際には、お申込みの1つのメール

アドレスあたり1端末限りとします。

7. 申請書その他の関係書類の閲覧

当該事案の申請書その他の関係書類については、令和7年1月14日（火）から、公述申込書及び公述書等に係る文書（一般公述の申出があった場合に限り）については、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和7年1月31日（金）から、それぞれ運輸審議会公聴会のホームページにおいて、閲覧することができます。

（掲載予定 URL : https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）

8. 公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9. 取材申込み方法

公聴会当日の取材要領については、令和7年2月6日（木）にお知らせする予定です。

10. その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（03-5253-8810）にお問い合わせください。

○国土交通省告示第 1347 号

運輸審議会一般規則（昭和 27 年運輸省令第 8 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和 6 年 12 月 17 日

国土交通大臣 中野 洋昌

事案番号	令 6 第 3004 号									
事案の種類	鉄道の旅客運賃の上限変更認可									
申請事業者	東日本旅客鉄道株式会社									
事案の内容	<p>すべての運賃及び料金に消費税及び地方消費税(10%)を含んだ以下の額を上限額とする。</p> <p>I 東日本旅客鉄道株式会社線内のみを利用する場合</p> <p>1 鉄道の普通旅客運賃</p> <p>(1) 普通旅客運賃</p> <p>普通旅客運賃は、日本国有鉄道改革法等施行法第7条の定めに基づき運輸大臣に届け出た賃率、計算方法による額に 1.1 を乗じ、以下の端数処理をした額とする。</p> <p>① 1円単位運賃の端数処理は、1円未満の端数を切り捨て、1円単位とした額とする。</p> <p>② 10円単位運賃の端数処理は、10円未満の端数を四捨五入し 10円単位とした額とする。ただし、電車特定区間のみを乗車する場合に限り 10円未満の端数を切り上げ、10円単位とした額とする。</p> <p>ただし、(2)～(4)のとおりに変更する。</p> <p>(2) 普通旅客運賃の端数計算</p> <p>(1)②を次のとおりに変更する。</p> <p>10円単位運賃の端数処理は、10円未満の端数を切り上げ、10円単位とした額とする。</p> <p>(3) 普通旅客運賃の賃率</p> <p>① 幹線のみを乗車する場合</p> <p>現行の賃率を次のとおりに変更する。</p> <table border="1" data-bbox="422 1787 1433 2027"> <thead> <tr> <th>地帯</th> <th>営業キロ</th> <th>賃率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1地帯</td> <td>300kmまでの部分</td> <td>1kmにつき 16円96銭</td> </tr> <tr> <td>第2地帯</td> <td>300kmを超え 600kmまでの部分</td> <td>1kmにつき 13円45銭</td> </tr> </tbody> </table>	地帯	営業キロ	賃率	第1地帯	300kmまでの部分	1kmにつき 16円96銭	第2地帯	300kmを超え 600kmまでの部分	1kmにつき 13円45銭
地帯	営業キロ	賃率								
第1地帯	300kmまでの部分	1kmにつき 16円96銭								
第2地帯	300kmを超え 600kmまでの部分	1kmにつき 13円45銭								

② 地方交通線のみを乗車する場合

現行の賃率を次のとおり変更する。

地帯	営業キロ	賃率
第1地帯	273kmまでの部分	1kmにつき 18円66銭
第2地帯	273kmを超え 546kmまでの部分	1kmにつき 14円80銭

③ 電車特定区間のみを乗車する場合

現行の賃率を廃止する。

④ 山手線等のみを乗車する場合

現行の賃率を廃止する。

(4) 10kmまでの普通旅客運賃

(3)①及び②にかかわらず、営業キロが10kmまでの普通旅客運賃は現行の運賃を次のとおり変更する。

区 分	1kmから3kmまで		4kmから6kmまで		7kmから10kmまで	
	1円 単位	10円 単位	1円 単位	10円 単位	1円 単位	10円 単位
幹線のみを乗車 する場合	円 155	円 160	円 199	円 200	円 209	円 210
地方交通線のみを乗車する場 合	円 155	円 160	円 199	円 200	円 220	円 220
幹線と地方交通 線とを連続して 乗車する場合	円 155	円 160	円 199	円 200	円 220	円 220

2 鉄道の定期旅客運賃

(1) 通勤定期旅客運賃

① 幹線のみを乗車する場合

現行の運賃を別表第1のとおり変更する。

② 地方交通線のみを乗車する場合

現行の運賃を別表第2のとおり変更する。

③ 電車特定区間のみを乗車する場合

現行の運賃を廃止する。

④ 山手線等のみを乗車する場合

現行の運賃を廃止する。

⑤ 幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合

現行の運賃を別表第3のとおり変更する。

(2) 通学定期旅客運賃

① 電車特定区間のみを乗車する場合

現行の運賃を廃止する。

② 山手線等のみを乗車する場合

現行の運賃を廃止する。

- 3 電車特定区間の範囲
 現行の範囲を廃止する。
- 4 山手線等の範囲
 現行の範囲を廃止する。

II 東日本旅客鉄道株式会社と北海道旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の営業線を連続して乗車する場合

1 鉄道の旅客運賃及び料金の計算方法並びに適用方法

東日本旅客鉄道株式会社と各会社とを連続して乗車する場合の旅客運賃を次のとおり変更する。

東日本旅客鉄道株式会社と各会社の鉄道を連続して乗車する場合の旅客運賃は、通算した営業キロ又は運賃計算キロに基づき、次により計算した各会社の旅客運賃(以下「基準額」という。)に、東日本旅客鉄道株式会社線の乗車区間に対する営業キロ又は運賃計算キロによる基準額と営業キロ又は運賃計算キロによる東日本旅客鉄道株式会社の旅客運賃との差額(以下「加算額」という。)を加算する。

なお、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は九州旅客鉄道株式会社の鉄道とを連続して乗車する場合の旅客運賃は、前段により計算した額に、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は九州旅客鉄道株式会社の乗車区間に対する営業キロ又は運賃計算キロによる当該会社の定める加算額を加算する。

(1) 普通旅客運賃の基準額

① 幹線のみを乗車する場合

地帯	営業キロ	賃率
第1地帯	300kmまでの部分	1kmにつき 16円20銭
第2地帯	300kmを超え 600kmまでの部分	1kmにつき 12円85銭
第3地帯	600kmを超える部分	1kmにつき 7円5銭

② 地方交通線のみを乗車する場合

地帯	営業キロ	賃率
第1地帯	273kmまでの部分	1kmにつき 17円80銭
第2地帯	273kmを超え 546kmまでの部分	1kmにつき 14円10銭
第3地帯	546kmを超える部分	1kmにつき 7円70銭

(2) 普通旅客運賃の基準額の計算方法及び端数計算

普通旅客運賃の基準額は、別表第4の営業キロの区間別に定めるものと

し、その額は各区間の中央の営業キロについて、前号の賃率によって計算し、次の①又は②により端数計算した額に 1.1 を乗じ、10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位とした額とする。

① 発着区間の営業キロ又は運賃計算キロが 100km以下のときは、10 円未満の端数を切り上げて 10 円単位とした額とする。

② 発着区間の営業キロ又は運賃計算キロが 101km以上のときは、50 円未満の端数を切り捨てて、又は 50 円以上の端数を切り上げて 100 円単位とした額とする。

(3) 幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合の普通旅客運賃の基準額の計算方法

通算した運賃計算キロについて、幹線のみを乗車する場合の普通旅客運賃の基準額の計算方法と同様の方法によって計算する。

(4) 10kmまでの普通旅客運賃の基準額

前(1)にかかわらず、次のとおりの額とする。

区 分	1kmから3kmまで	4kmから6kmまで	7kmから 10kmまで
	10 円単位	10 円単位	10 円単位
幹線のみを乗車する場合	150 円	190 円	200 円
地方交通線のみを乗車する場合	150 円	190 円	210 円
幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合	150 円	190 円	210 円

(5) 定期旅客運賃の基準額

① 通勤定期旅客運賃の基準額

ア 幹線のみを乗車する場合

別表第5のとおりとする。

イ 地方交通線のみを乗車する場合

別表第6のとおりとする。

ウ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

別表第7のとおりとする。

② 通学定期旅客運賃の基準額

ア 幹線のみを乗車する場合

別表第8のとおりとする。

イ 地方交通線のみを乗車する場合

別表第9のとおりとする。

ウ 幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合

別表第 10 のとおりとする。

別表第1

幹線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃（単位：円）

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,910	13,960	26,620	51	26,040	74,210	140,620
2	4,910	13,960	26,620	52	26,540	75,640	143,320
3	4,910	13,960	26,620	53	26,960	76,840	145,580
4	5,890	16,790	31,810	54	27,510	78,400	148,550
5	5,890	16,790	31,810	55	27,950	79,660	150,660
6	5,890	16,790	31,810	56	28,440	81,050	150,660
7	6,240	17,780	33,700	57	28,870	82,280	150,660
8	6,240	17,780	33,700	58	29,420	83,850	150,660
9	6,240	17,780	33,700	59	29,880	85,160	150,660
10	6,240	17,780	33,700	60	30,360	86,530	150,660
11	7,840	22,340	41,630	61	30,780	87,720	166,210
12	7,840	22,340	41,630	62	31,230	89,010	168,640
13	7,840	22,340	41,630	63	31,740	90,460	171,400
14	7,840	22,340	41,630	64	32,180	91,710	173,770
15	7,840	22,340	41,630	65	32,780	93,410	177,010
16	10,480	29,860	54,310	66	33,200	94,620	177,360
17	10,480	29,860	54,310	67	33,640	95,870	177,360
18	10,480	29,860	54,310	68	34,170	97,380	177,360
19	10,480	29,860	54,310	69	34,680	98,840	177,360
20	10,480	29,860	54,310	70	35,190	100,290	177,360
21	13,120	37,380	66,970	71	35,510	101,200	191,750
22	13,120	37,380	66,970	72	36,120	102,940	195,050
23	13,120	37,380	66,970	73	36,540	104,140	197,320
24	13,120	37,380	66,970	74	37,050	105,590	200,070
25	13,120	37,380	66,970	75	37,460	106,760	202,280
26	15,330	43,690	79,650	76	38,070	108,500	204,100
27	15,600	44,460	79,650	77	38,500	109,720	204,100
28	15,600	44,460	79,650	78	38,970	111,060	204,100
29	15,600	44,460	79,650	79	39,470	112,490	204,100
30	15,600	44,460	79,650	80	40,000	114,000	204,100
31	17,970	51,210	92,330	81	40,690	115,970	219,730
32	18,450	52,580	92,330	82	41,190	117,390	222,430
33	18,720	53,350	92,330	83	41,670	118,760	225,020
34	18,720	53,350	92,330	84	42,160	120,160	227,660
35	18,720	53,350	92,330	85	42,740	121,810	230,800
36	20,450	58,290	105,010	86	43,210	123,140	232,430
37	20,900	59,600	105,010	87	43,670	124,460	232,430
38	21,290	60,700	105,010	88	44,160	125,860	232,430
39	21,580	61,520	105,010	89	44,650	127,250	232,430
40	21,580	61,520	105,010	90	45,130	128,620	232,430
41	22,590	64,380	117,670	91	45,810	130,560	247,370
42	22,920	65,320	117,670	92	46,350	132,100	250,290
43	23,260	66,290	117,670	93	46,740	133,210	252,400
44	23,750	67,690	117,670	94	47,310	134,830	255,470
45	24,100	68,690	117,670	95	47,740	136,060	257,800
46	24,240	69,070	130,350	96	48,280	137,600	260,710
47	24,510	69,920	130,350	97	48,830	139,170	263,680
48	24,880	70,960	130,350	98	49,260	140,380	266,000
49	25,200	71,820	130,350	99	49,770	141,840	268,760
50	25,500	72,720	130,350	100	50,320	143,410	271,730

別表第2

地方交通線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃（単位：円）

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,920	13,980	26,620	51	28,870	82,280	150,660
2	4,920	13,980	26,620	52	29,420	83,850	150,660
3	4,920	13,980	26,620	53	29,880	85,160	150,660
4	6,240	17,740	33,750	54	30,360	86,530	150,660
5	6,240	17,740	33,750	55	30,760	87,670	150,740
6	6,240	17,740	33,750	56	31,230	89,010	168,640
7	6,560	18,700	35,420	57	31,740	90,460	171,400
8	6,560	18,700	35,420	58	32,180	91,710	173,770
9	6,560	18,700	35,420	59	32,780	93,410	177,010
10	6,560	18,700	35,420	60	33,200	94,620	177,360
11	7,840	22,340	41,630	61	34,170	97,380	177,360
12	7,840	22,340	41,630	62	34,680	98,840	177,360
13	7,840	22,340	41,630	63	35,190	100,290	177,360
14	7,840	22,340	41,630	64	35,480	101,120	177,550
15	7,840	22,340	41,630	65	36,120	102,940	195,050
16	10,480	29,860	54,310	66	36,540	104,140	197,320
17	10,480	29,860	54,310	67	37,050	105,590	200,070
18	10,480	29,860	54,310	68	37,460	106,760	202,280
19	10,480	29,860	54,310	69	38,070	108,500	204,100
20	10,480	29,860	54,310	70	38,500	109,720	204,100
21	13,120	37,380	66,970	71	39,470	112,490	204,100
22	13,120	37,380	66,970	72	40,000	114,000	204,100
23	13,130	37,380	66,970	73	40,680	115,940	204,390
24	15,600	44,460	79,650	74	41,190	117,390	222,430
25	15,600	44,460	79,650	75	41,670	118,760	225,020
26	15,600	44,460	79,650	76	42,160	120,160	227,660
27	15,600	44,460	79,650	77	42,740	121,810	230,800
28	15,780	44,970	79,650	78	43,210	123,140	232,270
29	18,450	52,580	92,330	79	43,670	124,460	232,270
30	18,720	53,340	92,330	80	44,160	125,860	232,270
31	18,720	53,340	92,330	81	45,130	128,620	232,270
32	18,730	53,380	92,330	82	45,530	129,760	232,270
33	20,900	59,600	105,010	83	46,300	131,920	249,990
34	21,290	60,700	105,010	84	46,670	133,020	252,060
35	21,580	61,520	105,010	85	47,210	134,500	254,930
36	21,580	61,520	105,010	86	47,610	135,650	257,050
37	21,590	61,530	105,010	87	48,120	137,110	257,630
38	22,920	65,320	117,670	88	48,640	138,560	257,630
39	23,260	66,290	117,670	89	49,050	139,710	257,630
40	23,750	67,690	117,670	90	49,530	141,170	257,630
41	24,180	68,910	117,670	91	49,800	141,880	257,630
42	24,510	69,920	130,350	92	50,340	143,470	271,840
43	24,880	70,960	130,350	93	50,860	144,950	274,640
44	25,200	71,820	130,350	94	51,370	146,400	277,400
45	25,500	72,720	130,350	95	51,920	147,970	280,370
46	26,040	74,210	130,490	96	52,500	149,630	283,500
47	26,540	75,640	143,320	97	52,980	150,990	286,090
48	26,960	76,840	145,580	98	53,550	152,620	289,170
49	27,510	78,400	148,550	99	54,070	154,100	291,980
50	27,950	79,660	150,660	100	54,650	155,750	295,110

別表第3

幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合の通勤定期旅客運賃

(1) 発着区間の営業キロが1～10キロメートルまでの場合

(単位：円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,920	13,980	26,620
2	4,920	13,980	26,620
3	4,920	13,980	26,620
4	6,240	17,740	33,750
5	6,240	17,740	33,750
6	6,240	17,740	33,750
7	6,560	18,700	35,420
8	6,560	18,700	35,420
9	6,560	18,700	35,420
10	6,560	18,700	35,420

(2) 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合は、当該区間の運賃計算キロを営業キロとして、幹線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃（別表第1）を適用する。

別表第4

営業キロの区間

① 幹線のみを乗車する場合

区 分	営業キロの区間	中央の営業キロ
11 k mから 50 k mまで	11 k mから5 k mごとに区分した 区間とする。	11 k mから15 k mまでは13 k mとし、以上1 区間を増 すごとに5 k mを加えたものとする。
51 k mから 100 k mまで	51 k mから10 k mごとに区分した 区間とする。	51 k mから60 k mまでは55 k mとし、以上1 区間を増 すごとに10 k mを加えたものとする。
101 k mから 600 k mまで	101 k mから20 k mごとに区分した 区間とする。	101 k mから120 k mまでは110 k m とし、以上1 区間 を増すごとに20 k mを加えたものとする。
601 k m以上	601 k mから40 k mごとに区分した 区間とする。	601 k mから640 k mまでは620 k mとし、以上1 区間 を増すごとに40kmを加えたものとする。

② 地方交通線のみを乗車する場合

営業キロの区間	中央の営業キロ
k m k m 11 ~ 15	k m 13
16 ~ 20	18
21 ~ 23	22
24 ~ 28	26
29 ~ 32	30
33 ~ 37	35
38 ~ 41	39
42 ~ 46	44
47 ~ 55	51
56 ~ 64	60
65 ~ 73	69
74 ~ 82	78
83 ~ 91	87
92 ~ 100	96
101 ~ 110	105

営業キロの区間	中央の営業キロ
k m k m 111 ~ 128	k m 119
129 ~ 146	137
147 ~ 164	155
165 ~ 182	173
183 ~ 200	191
201 ~ 219	210
220 ~ 237	228
238 ~ 255	246
256 ~ 273	264
274 ~ 291	282
292 ~ 310	301
311 ~ 328	319
329 ~ 346	337
347 ~ 364	355
365 ~ 382	373

営業キロの区間	中央の営業キロ
k m k m 383 ~ 400	k m 391
401 ~ 419	410
420 ~ 437	428
438 ~ 455	446
456 ~ 473	464
474 ~ 491	482
492 ~ 510	501
511 ~ 528	519
529 ~ 546	537
547 ~ 582	564
583 ~ 619	601
620 ~ 655	637
656 ~ 691	673
692 ~ 728	710
729 ~ 764	746
765 ~ 800	782
801 ~ 837	819
838 ~ 873	855
874 ~ 910	892
911 ~ 946	928
947 ~ 982	964
983 ~1,019	1,001
1,020 ~1,055	1,037
1,056 ~1,091	1,073
1,092 ~1,128	1,110
1,129 ~1,164	1,146
1,165 ~1,200	1,182

別表第5

幹線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃の基準額（単位：円）

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,620	13,170	22,160	51	24,790	70,640	133,830
2	4,620	13,170	22,160	52	25,260	71,980	136,390
3	4,620	13,170	22,160	53	25,660	73,110	138,530
4	5,600	16,000	26,920	54	26,190	74,660	141,440
5	5,600	16,000	26,920	55	26,610	75,850	142,560
6	5,600	16,000	26,920	56	27,070	77,140	142,560
7	5,940	16,930	28,520	57	27,480	78,320	142,560
8	5,940	16,930	28,520	58	28,010	79,850	142,560
9	5,940	16,930	28,520	59	28,440	81,010	142,560
10	5,940	16,930	28,520	60	28,900	82,350	142,560
11	7,260	20,690	34,840	61	29,280	83,470	158,110
12	7,260	20,690	34,840	62	29,710	84,680	160,460
13	7,260	20,690	34,840	63	30,190	86,060	163,050
14	7,260	20,690	34,840	64	30,610	87,260	165,330
15	7,260	20,690	34,840	65	31,180	88,850	167,900
16	9,900	28,210	47,520	66	31,580	90,060	167,900
17	9,900	28,210	47,520	67	32,000	91,240	167,900
18	9,900	28,210	47,520	68	32,500	92,610	167,900
19	9,900	28,210	47,520	69	32,990	94,020	167,900
20	9,900	28,210	47,520	70	33,470	95,390	167,900
21	12,540	35,730	60,180	71	33,750	96,210	182,290
22	12,540	35,730	60,180	72	34,330	97,850	185,400
23	12,540	35,730	60,180	73	34,730	98,980	187,520
24	12,540	35,730	60,180	74	35,210	100,350	190,160
25	12,540	35,730	60,180	75	35,600	101,450	192,210
26	14,750	42,040	72,860	76	36,180	103,070	193,240
27	15,010	42,810	72,860	77	36,590	104,250	193,240
28	15,010	42,810	72,860	78	37,040	105,590	193,240
29	15,010	42,810	72,860	79	37,510	106,940	193,240
30	15,010	42,810	72,860	80	38,010	108,310	193,240
31	17,100	48,730	85,540	81	38,660	110,230	208,870
32	17,560	50,030	85,540	82	39,130	111,520	211,280
33	17,810	50,750	85,540	83	39,590	112,840	213,790
34	17,810	50,750	85,540	84	40,050	114,150	216,280
35	17,810	50,750	85,540	85	40,600	115,690	218,580
36	19,330	55,080	98,220	86	41,050	116,980	218,580
37	19,780	56,390	98,220	87	41,490	118,300	218,580
38	20,170	57,490	98,220	88	41,950	119,590	218,580
39	20,460	58,310	98,220	89	42,420	120,900	218,580
40	20,460	58,310	98,220	90	42,870	122,170	218,580
41	21,470	61,170	110,880	91	43,250	123,240	233,520
42	21,790	62,100	110,880	92	43,760	124,720	236,300
43	22,110	63,060	110,880	93	44,130	125,820	238,370
44	22,580	64,330	110,880	94	44,670	127,300	241,240
45	22,910	65,310	110,880	95	45,070	128,450	243,360
46	22,990	65,500	123,560	96	45,580	129,910	243,940
47	23,260	66,350	123,560	97	46,100	131,360	243,940
48	23,630	67,390	123,560	98	46,510	132,510	243,940
49	23,950	68,250	123,560	99	46,990	133,970	243,940
50	24,250	69,150	123,560	100	47,510	135,400	243,940

別表第6

地方交通線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃の基準額(単位：円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,620	13,170	22,160	51	27,480	78,320	142,560
2	4,620	13,170	22,160	52	28,010	79,850	142,560
3	4,620	13,170	22,160	53	28,440	81,010	142,560
4	5,940	16,930	28,520	54	28,900	82,350	142,560
5	5,940	16,930	28,520	55	29,280	83,470	142,560
6	5,940	16,930	28,520	56	29,710	84,680	160,460
7	6,260	17,890	30,100	57	30,190	86,060	163,050
8	6,260	17,890	30,100	58	30,610	87,260	165,330
9	6,260	17,890	30,100	59	31,180	88,850	167,900
10	6,260	17,890	30,100	60	31,580	90,060	167,900
11	7,260	20,690	34,840	61	32,500	92,610	167,900
12	7,260	20,690	34,840	62	32,990	94,020	167,900
13	7,260	20,690	34,840	63	33,470	95,390	167,900
14	7,260	20,690	34,840	64	33,750	96,210	167,900
15	7,260	20,690	34,840	65	34,330	97,850	185,400
16	9,900	28,210	47,520	66	34,730	98,980	187,520
17	9,900	28,210	47,520	67	35,210	100,350	190,160
18	9,900	28,210	47,520	68	35,600	101,450	192,210
19	9,900	28,210	47,520	69	36,180	103,070	193,240
20	9,900	28,210	47,520	70	36,590	104,250	193,240
21	12,540	35,730	60,180	71	37,510	106,940	193,240
22	12,540	35,730	60,180	72	38,010	108,310	193,240
23	12,540	35,730	60,180	73	38,660	110,230	193,240
24	15,010	42,810	72,860	74	39,130	111,520	211,280
25	15,010	42,810	72,860	75	39,590	112,840	213,790
26	15,010	42,810	72,860	76	40,050	114,150	216,280
27	15,010	42,810	72,860	77	40,600	115,690	218,580
28	15,180	43,270	72,860	78	41,050	116,980	218,580
29	17,560	50,030	85,540	79	41,490	118,300	218,580
30	17,810	50,750	85,540	80	41,950	119,590	218,580
31	17,810	50,750	85,540	81	42,870	122,170	218,580
32	17,820	50,790	85,540	82	43,250	123,240	218,580
33	19,780	56,390	98,220	83	43,760	124,720	236,300
34	20,170	57,490	98,220	84	44,130	125,820	238,370
35	20,460	58,310	98,220	85	44,670	127,300	241,240
36	20,460	58,310	98,220	86	45,070	128,450	243,360
37	20,460	58,310	98,220	87	45,580	129,910	243,940
38	21,790	62,100	110,880	88	46,100	131,360	243,940
39	22,110	63,060	110,880	89	46,510	132,510	243,940
40	22,580	64,330	110,880	90	46,990	133,970	243,940
41	22,990	65,500	110,880	91	47,260	134,680	243,940
42	23,260	66,350	123,560	92	47,800	136,270	258,150
43	23,630	67,390	123,560	93	48,290	137,590	260,710
44	23,950	68,250	123,560	94	48,780	139,010	263,380
45	24,250	69,150	123,560	95	49,300	140,500	266,230
46	24,790	70,640	123,560	96	49,850	142,040	269,140
47	25,260	71,980	136,390	97	50,300	143,400	270,860
48	25,660	73,110	138,530	98	50,850	144,940	270,860
49	26,190	74,660	141,440	99	51,340	146,340	270,860
50	26,610	75,850	142,560	100	51,890	147,880	270,860

別表第7

幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合の通勤定期旅客運賃の基準額

(1) 発着区間の営業キロが1～10キロメートルまでの場合

(単位：円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	4,620	13,170	22,160
2	4,620	13,170	22,160
3	4,620	13,170	22,160
4	5,940	16,930	28,520
5	5,940	16,930	28,520
6	5,940	16,930	28,520
7	6,260	17,890	30,100
8	6,260	17,890	30,100
9	6,260	17,890	30,100
10	6,260	17,890	30,100

(2) 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合は、当該区間の運賃計算キロを営業キロとして、幹線のみを乗車する場合の通勤定期旅客運賃（別表第5）を適用する。

別表第8

幹線のみを乗車する場合の通学定期旅客運賃の基準額（単位：円）

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	2,760	7,830	14,860	51	12,330	35,150	66,600
2	2,760	7,830	14,860	52	12,630	36,010	68,250
3	2,760	7,830	14,860	53	12,820	36,560	69,270
4	3,190	9,060	17,170	54	13,010	37,080	70,290
5	3,450	9,880	18,710	55	13,300	37,930	71,880
6	3,720	10,600	20,100	56	13,570	38,650	73,250
7	4,000	11,420	21,620	57	13,690	39,030	73,950
8	4,410	12,570	23,820	58	13,980	39,900	75,550
9	4,710	13,390	25,360	59	14,250	40,610	76,930
10	4,840	13,800	26,140	60	14,490	41,300	78,220
11	5,710	16,280	30,830	61	14,560	41,500	78,660
12	5,840	16,610	31,480	62	14,870	42,370	80,260
13	5,960	16,990	32,210	63	15,150	43,190	81,800
14	6,120	17,450	33,030	64	15,370	43,800	82,980
15	6,120	17,450	33,030	65	15,600	44,460	84,240
16	7,510	21,410	40,590	66	15,880	45,260	85,780
17	7,680	21,900	41,460	67	16,040	45,720	86,600
18	7,680	21,900	41,460	68	16,470	46,930	88,940
19	7,800	22,260	42,180	69	16,550	47,200	89,410
20	7,950	22,670	42,950	70	16,840	47,970	90,880
21	8,110	23,110	43,780	71	17,030	48,550	92,010
22	8,230	23,490	44,490	72	17,290	49,340	93,450
23	8,230	23,490	44,490	73	17,640	50,280	95,280
24	8,340	23,770	45,040	74	17,810	50,750	96,170
25	8,370	23,850	45,200	75	17,980	51,230	97,060
26	8,410	23,990	45,450	76	18,230	51,950	98,420
27	8,410	23,990	45,450	77	18,470	52,660	99,730
28	8,550	24,350	46,160	78	18,790	53,570	101,530
29	8,550	24,350	46,160	79	18,900	53,870	102,060
30	8,700	24,780	46,920	80	19,220	54,800	103,840
31	8,810	25,110	47,600	81	19,590	55,840	105,800
32	8,810	25,110	47,600	82	19,780	56,390	106,800
33	8,890	25,360	48,050	83	20,050	57,160	108,290
34	8,940	25,520	48,360	84	20,250	57,710	109,360
35	9,190	26,180	49,590	85	20,530	58,530	110,900
36	9,250	26,370	49,960	86	20,740	59,060	111,900
37	9,280	26,460	50,140	87	21,000	59,880	113,440
38	9,530	27,170	51,500	88	21,270	60,600	114,830
39	9,570	27,310	51,740	89	21,350	60,860	115,300
40	9,860	28,100	53,230	90	21,660	61,750	117,020
41	10,100	28,790	54,540	91	21,910	62,410	118,280
42	10,300	29,340	55,610	92	22,220	63,330	119,980
43	10,590	30,190	57,210	93	22,440	63,940	121,160
44	10,740	30,600	57,970	94	22,530	64,240	121,710
45	11,030	31,450	59,590	95	22,860	65,150	123,440
46	11,150	31,830	60,290	96	23,060	65,700	124,510
47	11,290	32,140	60,890	97	23,290	66,380	125,760
48	11,600	33,040	62,620	98	23,590	67,240	127,410
49	11,800	33,670	63,800	99	23,710	67,560	128,010
50	12,130	34,580	65,530	100	23,900	68,160	129,140

別表第9

地方交通線のみを乗車する場合の通学定期旅客運賃の基準額（単位：円）

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	2,760	7,830	14,860	51	13,690	39,030	73,950
2	2,760	7,830	14,860	52	13,980	39,900	75,550
3	2,760	7,830	14,860	53	14,250	40,610	76,930
4	3,390	9,690	18,350	54	14,490	41,300	78,220
5	3,690	10,510	19,890	55	14,560	41,500	78,660
6	3,980	11,360	21,510	56	14,870	42,370	80,260
7	4,290	12,190	23,110	57	15,150	43,190	81,800
8	4,720	13,420	25,420	58	15,370	43,800	82,980
9	5,010	14,270	27,030	59	15,600	44,460	84,240
10	5,140	14,680	27,820	60	15,880	45,260	85,780
11	5,960	16,990	32,210	61	16,470	46,930	88,940
12	6,120	17,450	33,030	62	16,550	47,200	89,410
13	6,120	17,450	33,030	63	16,840	47,970	90,880
14	6,710	19,160	34,840	64	17,030	48,550	92,010
15	6,710	19,160	34,840	65	17,290	49,340	93,450
16	7,680	21,900	41,460	66	17,640	50,280	95,280
17	7,800	22,260	42,180	67	17,810	50,750	96,170
18	7,950	22,670	42,950	68	17,980	51,230	97,060
19	8,110	23,110	43,780	69	18,230	51,950	98,420
20	8,230	23,490	44,490	70	18,470	52,660	99,730
21	8,340	23,770	45,040	71	18,900	53,870	102,060
22	8,370	23,850	45,200	72	19,220	54,800	103,840
23	8,410	23,990	45,450	73	19,590	55,840	105,800
24	8,410	23,990	45,450	74	19,780	56,390	106,800
25	8,550	24,350	46,160	75	20,050	57,160	108,290
26	8,550	24,350	46,160	76	20,250	57,710	109,360
27	8,700	24,780	46,920	77	20,530	58,530	110,900
28	8,810	25,110	47,600	78	20,740	59,060	111,900
29	8,810	25,110	47,600	79	21,000	59,880	113,440
30	8,890	25,360	48,050	80	21,270	60,600	114,830
31	9,190	26,180	49,590	81	21,660	61,750	117,020
32	9,250	26,370	49,960	82	21,910	62,410	118,280
33	9,280	26,460	50,140	83	22,220	63,330	119,980
34	9,530	27,170	51,500	84	22,440	63,940	121,160
35	9,570	27,310	51,740	85	22,530	64,240	121,710
36	9,860	28,100	53,230	86	22,860	65,150	123,440
37	10,100	28,790	54,540	87	23,060	65,700	124,510
38	10,300	29,340	55,610	88	23,290	66,380	125,760
39	10,590	30,190	57,210	89	23,590	67,240	127,410
40	10,740	30,600	57,970	90	23,710	67,560	128,010
41	11,150	31,830	60,290	91	23,890	68,140	129,090
42	11,290	32,140	60,890	92	24,230	69,070	130,870
43	11,600	33,040	62,620	93	24,460	69,730	132,100
44	11,800	33,670	63,800	94	24,630	70,200	133,010
45	12,130	34,580	65,530	95	24,960	71,160	134,840
46	12,330	35,150	66,600	96	25,180	71,730	135,920
47	12,630	36,010	68,250	97	25,450	72,580	137,510
48	12,820	36,560	69,270	98	25,770	73,460	139,190
49	13,010	37,080	70,290	99	25,910	73,820	139,890
50	13,300	37,930	71,880	100	26,180	74,610	141,380

別表第 10

幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合の通学定期旅客運賃の基準額

(1) 発着区間の営業キロが 1～10 キロメートルまでの場合

(単位：円)

営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	2,760	7,830	14,860
2	2,760	7,830	14,860
3	2,760	7,830	14,860
4	3,390	9,690	18,350
5	3,690	10,510	19,890
6	3,980	11,360	21,510
7	4,290	12,190	23,110
8	4,720	13,420	25,420
9	5,010	14,270	27,030
10	5,140	14,680	27,820

(2) 発着区間の営業キロが 10 キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロが 10 キロメートルを超える場合は、当該区間の運賃計算キロを営業キロとして、幹線のみを乗車する場合の通学定期旅客運賃（別表第 8）を適用する。

令和7年 月 日

運輸審議会

会長 堀川 義弘 殿

公 述 申 込 書

運輸審議会一般規則第35条の規定により、下記のとおり公述申込みを致します。

記

1 公述しようとする事案

事案番号	令6第3004号
事案の種類	鉄道の旅客運賃の上限変更認可
事案の申請者	東日本旅客鉄道株式会社

2 公述しようとする者 ※法人・団体等の記入方法は注意事項②参照

(ふりがな)	
氏名	
(郵便番号)	〒
住所	
職業	
年齢	歳

3 事案に対する賛否 ※いずれかに○を付けて下さい

賛成 ・ 反対

4 利害関係を説明する事項 ※利害関係人のみ記入 (注意事項③参照)

--

5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号

--

公述申込みにあたっての注意事項

- ① 公述しようとする方は、公述申込書に、公述しようとする方の氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載した公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格A4用紙を使用してください。）を添付して提出期限までに以下宛先まで提出してください。

期限 令和7年1月28日（火）正午 必着

宛先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

- ② 法人・団体等を代表して公述する場合には、「2 公述しようとする者」の氏名の欄に法人・団体等の名称及び代表して公述する者の氏名を、住所の欄に法人・団体等の所在地を、職業の欄に代表して公述する者の職名を、年令欄に代表して公述する者の年令をそれぞれ記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を「5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号」の欄に付記してください。
- ③ 「4 利害関係を説明する事項」は、運輸審議会一般規則第5条の各号のいずれかに該当する場合にのみ記入してください。なお、記入の際は、利害関係について具体的に記載してください（必要に応じ別紙への記入も可）。

○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（利害関係人）

第5条 国土交通省設置法（平成11年法律第100号。以下「法」という。）第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は審査請求をした者（以下「事案の申請者」という。）
- 二 事案において、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者
- 三 事案の申請者と競争の関係にある者
- 四～五 （略）
- 六 前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

- ④ 公述申込書及び公述書は、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和7年1月31日（金）から運輸審議会公聴会のホームページに掲載予定です（一般公述の申出があった場合に限りです）。
- ⑤ 一般公述人の人数を限らせていただく場合があります。その場合には、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。公述人に選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名等を令和7年2月6日（木）に運輸審議会のホームページに掲載し、運輸審議会の掲示板に掲示する予定です。

- ⑥ 1人の公述時間は15分以内を予定していますが、一般公述人の人数等によりそれより短くさせていただく場合があります。
- ⑦ 公述人に選定された方は、公聴会開始時刻までに会場にお越してください。